

岩手県告示第725号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、北上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年9月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時 平成28年10月13日(木)午後2時から

(2) 場所 日本現代詩歌文学館2階会議室（北上市本石町第2地割5番地60）

2 都市計画の変更の案の概要

北上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別紙のとおり変更する。

3 公述申出書の提出期限 平成28年10月7日(金)

備考 「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部北上土木センター並びに北上市役所に備えておいて平成28年9月9日から同年10月7日まで縦覧に供する。